

第557号

横 浜 市 報

発行日

5 日
15 日
25 日横浜市中区港町1丁目1番地
発行所
横浜市役所

目 次

【条 例】

- △横浜市税条例の一部を改正する条例..... 794
- △区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例..... 794
- △横浜市地区センター条例の一部を改正する条例..... 794
- △横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例..... 795
- △横浜市福祉保健活動拠点条例の一部を改正する条例..... 795
- △横浜市在宅心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例..... 795
- △横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例..... 795
- △横浜市営住宅条例の一部を改正する条例..... 798
- △横浜市火災予防条例の一部を改正する条例..... 799

【規 则】

- △横浜市地域療育センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... 799
- △横浜市泉区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則..... 799
- △横浜市保護施設管理規則の一部を改正する規則..... 800
- △横浜市在宅心身障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則..... 801
- △横浜市地域療育センター条例施行規則の一部を改正する規則..... 801
- △横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則..... 801
- △横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 801
- △横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 802
- △横浜市港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則..... 802
- △横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター規則の一部を改正する規則..... 802
- △横浜市消防局組織規則及び横浜市火災予防規則の一部を改正する規則..... 802

【告 示】

- △公印の新調、改刻及び廃止..... 804
- △横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表..... 804
- △都筑区北山田七丁目における街区の変更..... 804
- △生活保護法に基づく介護機関の指定..... 806
- △生活保護法に基づく指定介護機関の変更..... 808
- △生活保護法に基づく指定介護機関の休止..... 809
- △生活保護法に基づく指定介護機関の廃止..... 809
- △建築協定をできる区域..... 809
- △横浜市港湾施設使用条例施行規則第6条の2の規定に基づく港湾施設の区域の告示..... 809
- △横浜市港湾使用施設条例第2条第2項の規定に基づく港

湾施設の告示の一部改正..... 811

【公 告】

- △廃物の認定..... 811
- △特別管理産業廃棄物等の撤去処分の通知の内容..... 812
- △職員の懲戒処分..... 813
- △ 同 813
- △公債の定時償還..... 813
- △環境影響評価報告書の提出..... 813
- △大規模小売店舗の新設の届出..... 813
- △大規模小売店舗の変更の届出..... 815
- △ 同 815
- △ 同 816
- △ 同 816
- △ 同 817
- △ 同 818
- △大規模小売店舗の届出に対する意見..... 819
- △緑地協定の認可..... 819
- △公園の設置..... 819
- △公園の区域の変更..... 820
- △横浜市営桜山住宅集会所等の管理委託..... 820
- △横浜市改良鶴見中央住宅集会所等の管理委託..... 828
- △建築協定書の縦覧..... 829
- △建築協定の認可..... 829
- △総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定..... 829
- △開発行為に関する工事の完了..... 829
- △ 同 830
- △ 同 831
- △建築基準法に基づく道路の位置の指定..... 831
- △ 同 832
- △建築基準法に基づく道路の一部廃止..... 832
- △建築基準法に基づく指定道路の廃止..... 832
- 【達】
- △横浜市泉区役所係設置規程等の一部改正..... 832
- 【区告示】
- △地縁による団体の認可 (西 区) 833
- △認可を受けた地縁による団体の解散 (南 区) 833

に改める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

横浜市在宅心身障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第73号

横浜市在宅心身障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市在宅心身障害者手当支給条例施行規則（昭和48年3月横浜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって市長が指定するもの

第10条の見出しを「（入所又は入院の報告）」に改め、同条中「入所（通所を除く。）した」を「入所し、又は入院した」に、「心身障害者入所報告書」を「心身障害者入所・入院報告書」に改める。

第7号様式中「心身障害者入所報告書」を「心身障害者入所・入院報告書」に、「入所（通所を除きます。）しました」を「入所し、又は入院しました」に、

「

| | |
|------|-------|
| 入所施設 | 措置年月日 |
|------|-------|

」を

「

| | |
|---------|----------|
| 入所・入院施設 | 入所・入院年月日 |
|---------|----------|

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市地域療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第74号

横浜市地域療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市地域療育センター条例施行規則（昭和60年7月横浜市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「（第3号様式）」を「（別記様式）」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第3号様式中「（第7条第1項）」を「（第6条第1項）」に改め、同様式を別記様式とする。

第4号様式及び第5号様式を削る。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第75号

横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市老人福祉施設条例施行規則（昭和40年8月横浜市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

| | | |
|-----------|----------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 横浜市天神ホーム | 50人 |
|-----------|----------|-----|

を

| | | |
|-----------|----------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 横浜市天神ホーム | 72人 |
| 同 | 横浜市浦舟ホーム | 72人 |

に改める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第76号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第43条第3項第2号を次のように改める。

(2) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの

第43条第3項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) キャンプファイヤー、バーベキューその他屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの

第43条第3項に次の2号を加える。

(5) 消火訓練に伴う燃焼行為

(6) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為

附則第10項中「平成16年6月30日」を「平成19年6月30日」に改める。

附則別表中表の部分を次のように改める。

(単位 mg/L)

| 物質の種類 | 業種又はその他の区分 | 許容限度 |
|------------|--|-----------|
| ほう素及びその化合物 | 電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | ほう素として50 |
| | 温泉（別表第11備考6に定める温泉をいう。以下この表において同じ。）を利用する事業所 | ほう素として500 |

| | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|
| ふっ素及びその化合物 | 電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | ふっ素として 15 |
| | 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所 | ふっ素として 50 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 触媒製造業 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 250 |
| | 電気めっき業 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 500 |

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第77号

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和60年8月横浜市規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「日ノ出町駅自転車駐車場」

を

「日ノ出町駅自転車駐車場
元町・中華街駅自転車駐車場」

に、

「大倉山駅第二自転車駐車場」

を

「大倉山駅第三自転車駐車場」

に改める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

横浜市港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第78号

横浜市港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市港湾施設使用条例施行規則（昭和26年2月横浜市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（制限区域の告示）

第6条の2 市長は、港湾施設の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、使用又は利用を制限する港湾施設の区域を告示し、当該区域内において立入制限その他必要な措置を講ずるものとする。

第23条第1項中「取扱い貨物」の次に「（コンテナを除く。）」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第21号様式及び第22号様式を次のように改める。

第21号様式及び第22号様式 削除

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第79号

横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター規則の一部を改正する規則

横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター規則（昭和33年10月横浜市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「1,320円」を「1,620円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

横浜市消防局組織規則及び横浜市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月25日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第80号

横浜市消防局組織規則及び横浜市火災予防規則の一部を改正する規則

（横浜市消防局組織規則の一部改正）

第1条 横浜市消防局組織規則（昭和38年10月横浜市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項予防部の項指導課の部第11号及び検査課の部第4号中「消防用設備等」の次に「及び特殊消防用設備等」を加える。